

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年2月号 | No. 2/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ePCT アップデート

ePCT システム（Version2.7）が 2013 年 1 月 29 日にリリースされ、以下に示すような出願人や受理官庁、国際機関が利用可能な新機能が追加されました。

出願人や第三者のための ePCT

- 新たに 3 つのオンラインアクションが追加され、国際出願にかかる以下の手続きが可能になりました。
 - 国際予備審査請求（第 II 章）の取下げ
 - 選択国の取下げ
 - PATENTSCOPE ウェブサイトに掲載されるライセンス目的の利用可能性の表示の請求
- ePCT Action を利用して規則 92 の 2 に基づく要請が提出された際、これまではどのような変更であっても、自動的に国際出願へのオンラインアクセスが一時的にできなくなるように設定されていましたが、今後は変更の要請の内容に応じて決まり、例えば国籍や住所の変更を要請するのであれば、それによって国際出願へのオンラインアクセスが一時的にできなくなることはありません。
- eOwnership 画面では、国際出願の最初の eOwner として認証された場合にその国際出願へのアクセス権を自動的に他のユーザに付与する為の eHandshake ユーザリストを作ることができます。
- 下記のようなジュネーブ（スイス）の日付と時刻を画面の上部に表示させました。国際事務局（IB）での日時に基づく手続きの期限の参考にしていただければ幸いです。

Current time in Geneva, Switzerland  Tuesday, 29 January 2013, 13:39 CET

- Workbench*において、特定の状況に該当する国際出願（例えば RO/IB に出願され、公開前で未払いの手数料がある国際出願など）を絞り込むためのフィルタリング機能を加えました。

*訳者注：ログインしたユーザがアクセス権を持っている国際出願を一覧表示するもの

出願人や第三者のための ePCT に関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

官庁のための ePCT

- 新たに 4 つのオンラインアクションが追加され、受理官庁や国際機関は、国際出願の手続きにかかる書誌データの更新の提出や電子文書の IB への送付が可能となりました。
 - PCT-EASY や紙形式で出願された国際出願の写しの送付
 - 優先権書類の送付
 - 国際出願の取下げ
 - 優先権主張の取下げ

- 官庁が IB にアップロードできる文書のタイプのリストが拡張されました。

官庁のための ePCT に関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

http://wipo.int/pct/en/epct/epct_office.html

PCT E-Payment – American Express による米ドルでの支払いの一時的な停止

国際事務局 (IB) は、American Express による米ドルの支払いにかかる突然の大幅なコスト増の為、別途通知があるまでの間、American Express カードによる米ドルの支払いの受領を一時的に停止しましたのでご注意ください。しかし、American Express カードによるスイスフランの支払いは可能ですし、Visa や Mastercard、Eurocard によるユーロ、スイスフラン、米ドルの支払いも可能です。

PCT 出願の電子出願及び処理

国立工業所有権機関 (ポルトガル) が電子形式による PCT 出願の受け付けを開始

世界貿易機関 (WTO)

ラオス人民民主共和国の加盟

2013 年 2 月 2 日に、ラオス人民民主共和国 (既に PCT 及びパリ条約の締約国) が WTO に加盟し、これにより WTO 加盟国数は 158 となりました。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT 最新情報

CO : コロンビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
FI : フィンランド (電話及び FAX 番号)
NL : オランダ (所在地、あて名)

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Brief

PCT Brief は新しい PCT の情報源で、特に経営者や弁護士に有益な PCT 制度の最近の又は将来の動向のハイレベルな概説を含んでいます。より詳細な情報やデータベース、ビデオ、FAQ などにリンク付けされ、大きな変更が生じた際に更新されます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/brief>

また、下記リンク先から更新のお知らせを行う PCT Brief メーリングリストに登録できます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-brief>

PCT Newsletter 2012 の索引

2012 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct_news_2012_14.pdf

欧州資格試験“the European Qualifying Examination (EQE)”のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするために、EQE の試験委員会の同意のもと、2012 年 12 月 31 日から、英語と仏語の PCT 出願人の手引きの国際段階と国内段階に関する 4 つの PDF ファイルがウェブサイトに掲載されています。

（国際段階、英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_ip.pdf

（国内段階、英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_np.pdf

（国際段階、仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_ip.pdf

（国内段階、仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_np.pdf

それぞれの PDF ファイルは非常に容量が大きく、各言語の完全収集は約 900 頁の両面印刷の量となり、低速インターネット回線ではダウンロードが困難ですのでご注意ください。印刷時には印刷オプションにある「ページの拡大／縮小」で「用紙に合わせる」を選択することができます。

願書及び国際予備審査請求書の日本語の様式

2012 年 9 月版の願書様式（PCT/RO/101）と国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）の編集可能な PDF フォーマットの日本語版が、中国語、英語、仏語、独語、韓国語、ロシア語、スペイン語に加えご利用可能となりました。下記リンク先からご利用いただけます。

（願書）http://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/ed_request.pdf

（国際予備審査請求書）http://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/ed_demand.pdf

日本語版 PCT 出願人の手引き

日本語版 PCT 出願人の手引きが更新され（2012 年 4 月 1 日更新版）、下記リンク先からご覧いただけます。PDF ファイルとなります。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WIPT – Registration of International Patent”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際段階で優先権の主張の補充（又は追加）のための期限が満了した場合の、優先権の主張の補充（又は追加）の希望に関する情報の公表

Q: 2012 年 6 月 5 日に、先の国内出願に基づき優先権を主張して国際出願をしました。2013 年 1 月初めに国際出願が公開されるまで、先の出願の出願日が願書様式に 2011 年 6 月 10 日ではなく 2011 年 6 月 23 日（間違った日付で公開されました）と間違って記載されていることに気が付きませんでした。優先権書類には 2011 年 6 月 10 日と正しく示されていますが、国際出願の公開直前になるまでそれを提出せず、願書に示された優先日の補充（訂正）の求めは受け取りませんでした。国際出願に示された優先日を訂正することは可能でしょうか？もし可能でなければ、優先権の主張の補充の期限がすでに満了していますが、指定官庁が公開された国際出願の優先日が間違っていることに気がつくよう、他に取ることのできるアクションはありますか？

A: 次のアドバイスは、手続きが非常に似ているので、優先権の主張の補充（訂正）と同様に優先権の主張の追加にも適用されます。今回の場合、国際公開の直前まで正しい優先日が

記載された優先権書類が提出されなかったので、PCT 規則 26 の 2.1 (a) に基づくそのような補充をすることが可能な期限がすでに満了となっていたので、受理官庁又は国際事務局 (IB) が優先権の主張を補充するよう求めることは無駄であったと考えられます。

PCT 規則 26 の 2.1(a)に基づく優先権の主張を補充するための期限は、当該補充に関する書面を国際出願日から 4 ヶ月を経過する時まで提出することができない場合、優先日から 16 ヶ月の期間又は、優先権の主張の補充により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 ヶ月の期間のうちいずれか早く満了する期間となります。今回の場合、

(1) 願書様式に記載された (欠陥のある) 優先日から起算して 16 ヶ月は 2012 年 10 月 23 日

(2) 補充された場合の “正しい” 優先日から起算して 16 ヶ月は 2012 年 10 月 10 日

(3) 国際出願日から起算して 4 ヶ月は 2012 年 10 月 5 日、となります。

(1)と(2)は国際出願日から起算して 4 ヶ月以降となるので、(1) と (2) の早い方が適用され、2012 年 10 月 10 日が期限となります。

上記の期限が満了しているので、唯一の手段は国内 (又は地域) 段階に移行した後に各指定 (又は選択) 官庁に対して補充の求めを提出することです。ただし、適用される国内 (又は地域) の法律で認められている必要があります。このようなケースにおいて、つまり国際段階において補充することができない優先日が記載された優先日より早い (または他に優先権主張がない) 場合は、優先権の主張が補充されたと想定して、国内移行期限を計算するのがいいでしょう。今回の場合は、正しい優先日が 2011 年 6 月 10 日なので、PCT 条約 22 条 (1) (及び 39 条(1)(a)) に基づく 30 ヶ月の国内移行期限は (2013 年 12 月 23 日でなく) 2013 年 12 月 10 日に満了となるでしょう。

しかし、国内段階で役立つかもしれない国際段階において取り得る手段がまだあります。それは、PCT 規則 26 の 2.2(e)に従い、IB に優先権の主張の後の補充に関する情報を公表するように請求することです。国内段階で補充の請求を行う一方で、この公表を行う目的は、指定 (又は選択) 官庁や第三者に、国内段階で出願人により補充が請求される (それによって優先日の変更される) 可能性を示唆することができます。

もし、こういった可能性を利用したい場合は、IB に対し、(欠陥のある) 優先日から起算して 30 ヶ月の期間内 (つまり今回の国際出願の場合は 2013 年 12 月 23 日) に、情報を公表する請求をする必要があります。この手続きには、IB に対して、1 ページ目は 50 スイスフラン、追加ページ毎に 12 フランの特別手数料を支払う必要があります。(PCT に基づく実施細則の第 113 号(c)を参照)。この情報は PATENTSCOPE 上に公開され、公開された国際出願の “Documents (書類)” タブ上で “Publication of Late Submitted Request to Correct/Add Priority Claims (後に提出された優先権主張の補充/追加の請求の公表)” と表示されます。注意していただきたいことは、この情報は PATENTSCOPE 上に公表され上記のように官庁や第三者に対して国内段階で補充される可能性を示唆することには役立ちますが、現在の優先日を補充する効果はありません。

また、願書様式に示されている優先日が、今回提出された優先権書類のフロントページに示されている優先日と合致していなくても、その書類を指定官庁に送達するよう IB に要請することができます。こうすることで指定官庁により補充が受理される可能性が高くなり、また、国内段階に移行した各指定官庁に対し優先権書類を提出する手間を省けます。IB から送達された優先権書類は、PATENTSCOPE 上に公開され、公開された国際出願の “Documents (書類)” タブ上で “Purported P. doc for transmittal (送付された優先権書類)” と表示され入手

可能となります。

優先権の主張を補充又は追加するための手続きに関する情報（要請が適応する期限内になされた場合）は、PCT Newsletter No.09/1998 の実務アドバイスに掲載されています。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧